

碧南市建設工事入札参加資格総合数値算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保と市内建設業者育成のため、碧南市が発注する建設工事の入札に参加しようとする建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）の総合数値の算定に必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 資格審査は、碧南市契約規則（平成5年碧南市契約規則第1号）第5条の規定に基づき提出された競争入札参加資格申請書（工事）について行うものとする。

(総合数値)

第3条 主観点は、碧南市入札審査委員会入札事務執行要領別表1（第4条関係）に基づく工事成績点数による経審点に付す加点及び減点をいう。

2 総合数値は、法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）に、主観点を加えたものをいう。

3 碧南市に本店のない建設業者又は前年度の工事成績評定のない建設業者は、総合評定値を総合数値とする。

4 主観点の算定は、毎年度6月1日を基準日として、次により算出する。

工事成績点数による経審点に付す加点及び減点の一覧表

内 容	点 数	備 考
1 工事あたり80点以上の点数を取得した場合	+10点	翌年度のみ加点
年に3件以上の工事を施工しその平均点が80点以上であった場合	+20点	翌年度以降累積して加点
1 工事あたり60点未満の点数を取得した場合	-10点	翌年度のみ減点
年に3件以上の工事を施工しその平均点が65点未満であった場合	-5点	翌年度のみ減点

※注意事項

- (1) 翌年度に加算される点数は100点を限度する。
- (2) 加点及び減点は翌年度6月1日から1年間適用する。
- (3) 本表は市内業者のみ適用とする。

(主観点の有効期間)

第4条 主観点の有効期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。